

定款の一部改正について

現 行	改 正 案
<p>(権 限)</p> <p>第 17 条 社員総会は、次の事項を決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事及び監事の選任及び解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定又はその規程 (3) 定款の変更 (4) 各事業年度の事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の承認 (5) 入会規程及び会費等の金額 (6) 会員の除名 (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け (8) 解散及び残余財産の帰属 (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡 (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項 <p>2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 19 条第 3 項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。</p> <p>(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)</p> <p>第 54 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。</p> <p>2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。</p>	<p>(権 限)</p> <p>第 17 条 社員総会は、次の事項を決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 重要な財産の処分又は譲受け (8) (9) (10) <p>2</p> <p>(重要な財産の処分又は譲受け)</p> <p>第 54 条 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;">* 第 1 項を削除</p>